

付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第2章 事前の備え

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時
から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第4章 警戒宣言時の対応措置

第5章 区民のとりべき措置

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨及び経緯

昭和53年4月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じる恐れがある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により、新たな強化地域に2都県96市町村が追加決定され、4月24日告示された。

一方、文京区は、東海地震が発生した場合、震度5強程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的には、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、文京区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、文京区地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

第1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

第2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、「東海地震注意情報」発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

第3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、区地域防災計画の「震災予防計画」及び「震災応急・復旧対策計画」で対処する。

第4 区は強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導及び協力要請で対応する。

〈資料編 第24 文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱 P72〉

第5 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に際しても、十分に配慮するものとする。

- 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
- 2 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、対策の優先度を配慮する。
- 3 都及び防災関係機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第3節 前提条件

本計画に当たっては、次に掲げる前提条件をおいた。

- 第1 東海地震が発生した場合、中央防災会議に設置された「東海地震に関する専門調査会」が発表した震度分布予想によると、区の予想震度は、おおむね震度5強程度である。
- 第2 震度5強の地域における被害状況等の程度は、気象庁震度階級関連解説表のとおりである。
- 第3 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として、最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。
ただし、防災関係機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

〈資料編 第65 気象庁震度階級関連解説表 P232〉

第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至らない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、区の実情を加味し、より充実した計画に改めていくものとする。

第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、第2編 震災対策の第1部 震災予防計画並びに第2部 震災応急・復旧対策計画を準用する。

第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区地域防災計画震災対策の震災予防計画に基づき実施しているが、特に予知情報の発表による社会的混乱の防止という見地から、①東海地震にかかわる注意情報及び予知情報並びに警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するために整備すべき事業をとりあげるものとする。

第1 社会的混乱を防止するために整備する事業

1 情報連絡体制の整備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 情報連絡体制の整備】を準用する。

第2 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業

1 ブロック塀等の倒壊防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修】を準用する。

2 落下物の防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第4節 窓ガラス等の落下防止、第6節 屋外広告物等に対する規制】を準用する。

3 がけ・擁壁等対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修】を準用する。

4 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、NTT東日本は、防災関係の重要な通信を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 著しく、かかりにくくなった場合は、一般電話の利用を制限する。
- (2) 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は優先する。
- (3) 防災関係機関等の非常・緊急電報及び非常・緊急通話は、最優先に確保する。

5 公共施設対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進】を準用する。

第2節 広報及び教育

地震予知が行われる可能性のある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識と活動のあり方が最大の課題となる。区民が東海地震に対する正確な知識に基づき、的確な行動がとれるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導する。

第1 広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会混乱の防止と災害発生に伴う被害の軽減を図る。

1 広報の基本的な流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から災害発生まで、④注意情報が解除された時の4つに区分し、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに、民心安定のための広報活動を中心に広報する。

2 広報の内容

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関する観測情報、注意情報について
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、地震発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容
- (4) 区の予想震度及び被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項
- (6) 民心安定のため警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (7) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除の発表

【主な例】

- 1 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止の措置
 - ①列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - ②警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ③その他防災上必要な事項
- 2 道路交通の混乱防止のための広報
 - ①警戒宣言時の交通規制の内容
 - ②自動車利用自粛の呼びかけ
 - ③その他防災上必要な事項
- 3 電話のふくそうによる混乱防止のための広報
 - ①警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - ②回線のふくそうと規制の内容
- 4 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ①生活関連物資取扱店の営業
 - ②生活物資の流通状況と買い急ぎ控えの広報
- 5 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - ①金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- 6 その他の広報
 - ①電気・ガス等の使用上の注意

3 広報の手段

- (1) 印刷物による広報
区報をはじめ各防災関係機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) 映画・スライド、イベント等による広報
「東海地震対策」に関する映画やスライド等を作成するほか、防災イベントや講演会の開催等を通じ、防災意識の普及を図る。
- (3) ホームページ等による広報
ホームページやケーブルテレビを通じ、防災知識の周知を図る。
- (4) テレビ・ラジオによる広報
 - 1) 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成する等、防災知識の向上に努める。
 - 2) 各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

第2 教育指導

1 幼児・児童・生徒等に対する教育

区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者への連絡の徹底を図る。

- (1) 教育指導事項
 - 1) 地震に関する基本的事項
 - 2) 教職員の分担業務
 - 3) 警戒宣言時の臨時休校措置
 - 4) 幼児・児童・生徒等の下校時等の安全措置
 - 5) 学校（園）に残留する幼児・児童・生徒等の保護方法
 - 6) その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
 - 1) 幼児・児童・生徒等に対しては、都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」、「地震と安全」、「3. 1 1を忘れない」を使用し、防災教育を行う。
 - 2) 保護者に対しては、PTA総会・保護者会等の活動を通じて周知徹底を図る。
 - 3) 職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
 - 4) 学校（園）としての防災訓練を通しての啓発指導や地域の防災活動の紹介、地域と連携した訓練の実施等により、啓発を行う。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きいため、消防計画の作成等の指導を行う。

第1 対象事業所

- 1 消防法第8条及び東京都火災予防条例第55条の3により、消防計画等を作成することとされている事業所
- 2 東京都震災対策条例第10条により事業所防災計画を作成することとされている事業所

第2 指導内容

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理・防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておくよう指導する。

1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

2 情報の収集伝達

- (1) テレビ・ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員に対する安全の確保

3 安全面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第4節 防災訓練

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災活動の円滑を期すため、情報伝達体制に重点を置いた訓練を実施する。

第1 文京区総合防災訓練

区は、原則として8月の最終日曜日又は土曜日に防災関係機関及び区民と協力して、文京区総合防災訓練を実施しているが、この訓練は発災時及び判定会招集時、警戒宣言が発せられた場合の措置を含めた訓練であり、今後も実施するものとする。

1 参加機関

- | | |
|------------|------------|
| (1) 区 | (2) 防災関係機関 |
| (3) 区民防災組織 | (4) 区民 |
| (5) 事業所 | (6) ボランティア |

2 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 災害対策本部準備及び運営訓練
- (3) 警戒宣言時の伝達、広報、通信訓練

(4) 現地訓練

第2 警備、交通規制訓練（警察署）

警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関及び区民の協力を得て総合的訓練を行う。

1 参加機関

- (1) 区及び防災関係機関
- (2) 区民及び事業所

2 訓練項目

- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）
- (3) 情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 部隊配備運用訓練
- (6) 装備資器材操作訓練

3 実施回数及び場所

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

第3 消防訓練（消防署）

警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。

1 参加機関等

- (1) 消防団
- (2) 区民及び事業所
- (3) 防災関係機関
- (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア

2 訓練内容

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災署隊本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団及び防災関係機関との連携訓練
- (9) 区民及び事業所と連携した訓練
- (10) 区民及び防災関係機関の総合訓練
- (11) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (12) 各種計画、協定等の検証

3 実施回数及び場所

必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

第4 交通機関防災訓練（都営地下鉄・メトロ）

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報収集訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 担当業務に必要な訓練

また、区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。

第5 電信電話防災訓練（NTT東日本）

地震発生後の措置とともに、警戒宣言発令下等における措置について防災訓練を実施する。

- 1 災害予報又は警報の伝達
- 2 非常招集
- 3 災害時における通信そ通確保
- 4 各種災害対策機器の操作運用
- 5 電気通信設備等の災害応急復旧
- 6 防火及び水防
- 7 避難及び救護訓練
- 8 その他必要とするもの
- 9 区等が主催する防災訓練への参加

第6 東京電力防災訓練

防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を実施する。

また、区が主催する地震防災訓練には積極的に参加する。

第7 東京ガス防災訓練

各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

第8 水道局防災訓練

- 1 発災に備えて設置する本部設営等の訓練
- 2 緊急連絡、職員の参集及び配置等職員の動員訓練
- 3 連絡系統の習熟及び無線統制時の通信連絡方法の訓練
- 4 水道施設の保安点検及び応急措置等の訓練

第9 下水道局防災訓練

地震防災訓練を以下の内容で実施する。

- 1 職員の参集及び任務分担の確立情報連絡訓練
- 2 施設の諸設備の操作と点検及び応急措置
- 3 受注者との連携等

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化により、段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施しなければならない措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する必要がある。

第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震に関連する調査情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢をとる。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性については直ちに評価できない場合に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合、東海地震と前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する態勢

第2 観測情報の伝達

東海地震に関連する調査情報の伝達経路及び伝達方法は、東海地震に関連する情報連絡系統図のとおりとする。また、防災関係機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

〈資料編 第25 東海地震に関連する情報連絡系統図 P75〉

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震注意情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

また、注意情報は、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。 また、判定会の開催についても、本情報の中で発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

第2 伝達体制

東海地震注意情報が発表された場合、防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

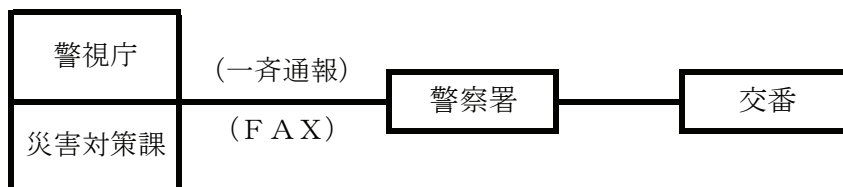
1 区

- (1) 総務部防災課は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、無線・有線を活用し区各部・教育委員会、防災関係機関に伝達する。
- (2) 区各部長は、伝達を受けたときは、部内各課、所管施設に伝達する。
- (3) 男女協働子育て支援部は、伝達を受けたときは、区立保育園、児童館及び育成室に伝達する。
- (4) 教育委員会は、伝達を受けたときは、区立の各学校（園）長及び所管施設に伝達する。

2 警察署

- (1) 伝達方法・経路

警視庁から一斉通報、FAXにより警察署に伝達される。



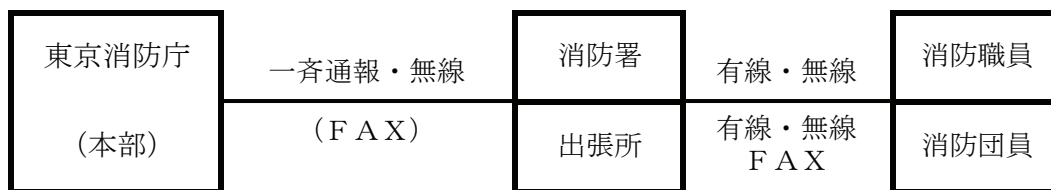
- (2) 伝達事項

東海地震注意情報が発表されたこと。

3 消防署

- (1) 伝達方法・経路

活動準備態勢に入る必要があるため、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちに一斉通報、消防無線その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。



- (2) 伝達事項

震災警戒第2態勢が発令されたこと。

4 その他防災関係機関

東海地震注意情報を受けた時は、直ちに関係部署及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

第1章
の
考
え
方
策

第2章
事
前
の
備
え

第3章
東海地震に関連する
調査情報・東海地震注意
情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応措置

第4章
言
時
の
対
応
措
置

第5章
と
る
べ
き
措
置
区
民
の

第3 活動態勢

東海地震注意情報を受けた場合は、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

1 区**(1) 災害対策本部の設置準備**

区は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

なお、休日、夜間等の勤務時間外において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令があったとき、区の初動態勢は文京区臨時災害対策本部要領で対応するものとする。

(2) 職員態勢

職員態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱による。

(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、総務部防災課が各部課、防災関係機関の協力を得て次の所掌事務を行う。

- 1) 東海地震注意情報連絡報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2) 社会的混乱防止のための広報
- 3) 都及び防災関係機関との連絡

2 警察署

(1) 東海地震注意情報連絡報が発表された場合は、警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

(2) 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は東海地震注意情報の発表を知ったときは、速やかに自所属に参集する。

3 消防署

東海地震注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して、次の対応を行う。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

4 都営地下鉄

東海地震注意情報を災害対策本部等から受けた場合、直ちに局内部課及び各事務所の長に伝達し、伝達の対象となる職員に対して周知を図る。

なお、退庁後及び休日等の勤務時間外においては、電話、電報、伝令等の方法をもって連絡する。

5 メトロ（東京地下鉄）

東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。

6 NTT東日本

東海地震注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。

- (1) 通話量等通信疎通状況の監視
- (2) 電力機器等通信設備の運転状況の監視
- (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置の準備

7 東京電力

東海地震注意情報が発せられた場合は、次に掲げる予防措置を講ずる。

- (1) 非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。
- (2) 電力施設等の特別巡視・点検並びに機器調整等を実施する。
- (3) 保安通信設備の活用を図り、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には公衆通信、鉄道、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

8 水道局

東海地震予知情報が発表された場合、直ちに給水対策本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に本部を設置する。職員の活動態勢は、東海地震に係る情報が発表された場合、当局は、都総務局総合防災部から連絡を受け、次の態勢により活動に従事する。

なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は、情報の種別の応じて所属に参集し活動に従事する。

- (1) 東海地震観測情報
平常時の態勢を維持しながら、情報の監視を行い、情報の内容に応じて必要な態勢を確保する。
- (2) 東海地震注意情報
第1非常配備要員により、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。
- (3) 東海地震予知情報
第1非常配備要員及び第2非常配備要員により、直ちに本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

9 首都高速道路株式会社

東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。また、地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。

第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であることから、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

この段階での各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、都総務局、警視庁、東京消防庁等へ依頼し、必要な情報等を区民に広報し、適切な対応をとるように呼びかける。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、区においても迅速に同様の内容を区民に伝達する。

第1 放送機関の態勢

東海地震注意情報を受けた時点から職員の緊急動員を行い、速やかに非常配備に移行できる準備態勢をとる。

第2 放送内容

テレビ、ラジオの平常番組を中断し、地震関係の放送を開始する。その主な内容は次のとおりである。

- 1 判定会の機能の解説
- 2 強化地域、観測データの解説
- 3 混乱防止呼びかけ
- 4 家庭、職場での心得及び防災知識の紹介

第4節 混乱防止措置

東海地震注意情報により種々の混乱の発生の恐れのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための対応措置、防災関係機関は次のとおりである。

第1 区

1 対応措置の内容

- (1) 都から混乱防止に必要な情報を入手する。
- (2) 混乱発生が予想される地区、発生した地区に広報する。
- (3) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。
- (4) その他の必要事項

第2 警察署

1 駅等の警備

- (1) 東海地震注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅、混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
- (2) 鉄道機関
 - 1) 都営地下鉄三田線各駅
 - 2) 都営地下鉄大江戸線各駅
 - 3) メトロ（東京地下鉄）千代田線各駅

- 4) メトロ（東京地下鉄）丸ノ内線各駅
- 5) メトロ（東京地下鉄）有楽町線各駅
- 6) メトロ（東京地下鉄）南北線各駅

第3 都営地下鉄

混乱による二次災害の防止及び輸送に対する安全の確保を図るため、関係個所と密接な連絡を行い、利用客の動向を把握し、次により混乱防止措置を行う。

1 交通局災害対策本部及び電車部で行う措置

- (1) 迅速かつ的確な情報提供
- (2) 各駅の混雑、規制状況等の把握
- (3) 列車の運転状況等の把握
- (4) 職員の配置状況の把握及び調整
- (5) 他機関（警察等）との情報交換及び連絡調整
- (6) 混雑の状況に応じた運行量の調整及び運行中止の決定
- (7) 対策課を通じ利用者への協力要請
- (8) その他必要な措置

2 駅で行う措置

- (1) 管理所警戒本部の設置
- (2) 規制措置の実施（出入口、改札等の入場制限）
- (3) 旅客の誘導案内
- (4) 警備、警戒要領（混乱時の警察官と係員の緊密な連携）
- (5) 報告及び応援要請
- (6) 負傷者の救護
- (7) 広報活動
- (8) 連絡駅及び合築ビルとの協力体制

3 乗務員による措置

- (1) 情報の提供
- (2) 状況の報告と協力方の要請

第4 メトロ（東京地下鉄）

職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。

第5 NTT東日本

東海地震注意情報の発表に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本とし、次により措置する。

- 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。
- 2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関、公衆電話等からの通話は確保する。
- 3 防災関係機関等の非常、緊急電報及び非常、緊急通話は最優先に確保する。

第4章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに強化地域に係る都知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

これを受けた都知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

第1 区

1 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

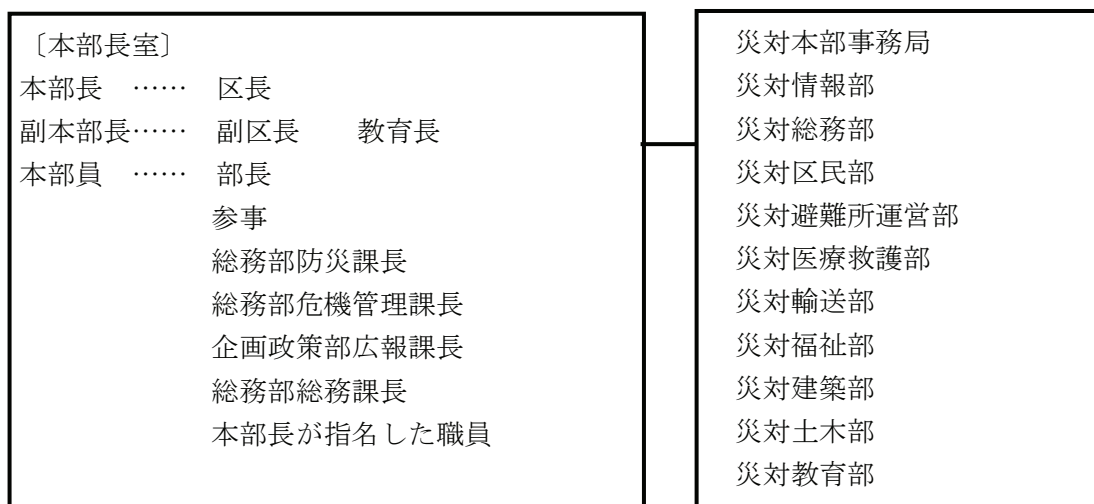
2 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、シビックセンター災害対策本部室とする。

3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、文京区災害対策本部条例及び同施行規則によるが、その概要は次のとおりである。

【文京区災害対策本部の組織】



4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に関する連絡調整
- (5) 区民への情報提供

5 配備態勢

警戒宣言発令時における本部職員の配備態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱によるものとする。

第2 警察署

- 1 現場警備本部を次の警察署内に設置する。
富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署
- 2 職員の動員
警戒宣言発令時には、全職員を動員し防災対策を講じる。
- 3 相互協力

第3 消防署、消防団

- 1 次の消防署に設置してある署隊本部の機能を強化する。
小石川消防署、本郷消防署
- 2 職団員の配備
警戒宣言発令時には、全消防職員、全消防団員を配備し、震災に対処する態勢を確保する。
- 3 相互協力
区及び防災関係機関等に職員を派遣し、相互に情報交換等協力態勢を確立する。

第4 都営地下鉄

警戒宣言時における職員の配備態勢（電車部）は原則として第2非常配備態勢とし、本局に交通局災害対策本部を設置し、発災に備えて次の措置を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 旅客に対する協力要請と混乱防止
- 3 職員の確保
- 4 あらかじめ指定した箇所の特別巡回の実施
- 5 必要により作業の中止及び施設物の補修措置
- 6 防災、緊急用品、設備機器等の点検整備
- 7 その他の必要事項

第5 首都高速道路株式会社

警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材の確保等の必要な措置を講じて災害発生に備える。

第6 NTT東日本

1 東京支店地震災害警戒本部設置

警戒宣言の発令に伴い、東京支店に地震災害警戒本部を設置し地震災害の未然防止、防災関係機関等の重要通信の確保及び災害が発生した場合の被害の軽減策など、地震防災応急対策を実施する。

2 職員の動員数

(1) 東海地震注意情報発表時

可能な限り平常業務を継続することを基本に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。

(2) 警戒宣言時

応急対策業務実施のため、平常業務のうち顧客サービスに直接関係しないもの及び屋外における工事を中断することを原則に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。

第7 水道局

警戒宣言が発令された場合、都総務局は、直ちに防災行政無線、有線電話及びその他の手段により、その旨を都各局等に伝達する。総務局からの警戒宣言の通報を受けた場合は、給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

1 平常給水の維持

- (1) 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。
- (2) 地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。

2 保安点検措置

- (1) 貯水及び取水施設の保安点検
- (2) 浄水場（所）、給水所等の保安点検
- (3) 送・配水管等の漏水に対する措置
- (4) 応急給水槽の保安点検
- (5) 当局の工事現場の保安点検措置
- (6) 他企業の工事現場内の当局施設の保安要請

3 応急給水活動の準備

- (1) 応急給水用資器材の点検及び準備
- (2) 関係会社の輸送用車両の手配及び受け入れ

第8 東京電力

警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定められた非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集し、非常災害対策本（支）部を設置する。

第9 東京ガス

1 ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い、巡視点検及び検査を行う。

2 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中又は作業中のガス工作物については、状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

3 対策要員の確保

- (1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は、あらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

4 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、防災関係機関が、警戒宣言・地震予知情報を、迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

第1 警戒宣言等の伝達

1 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

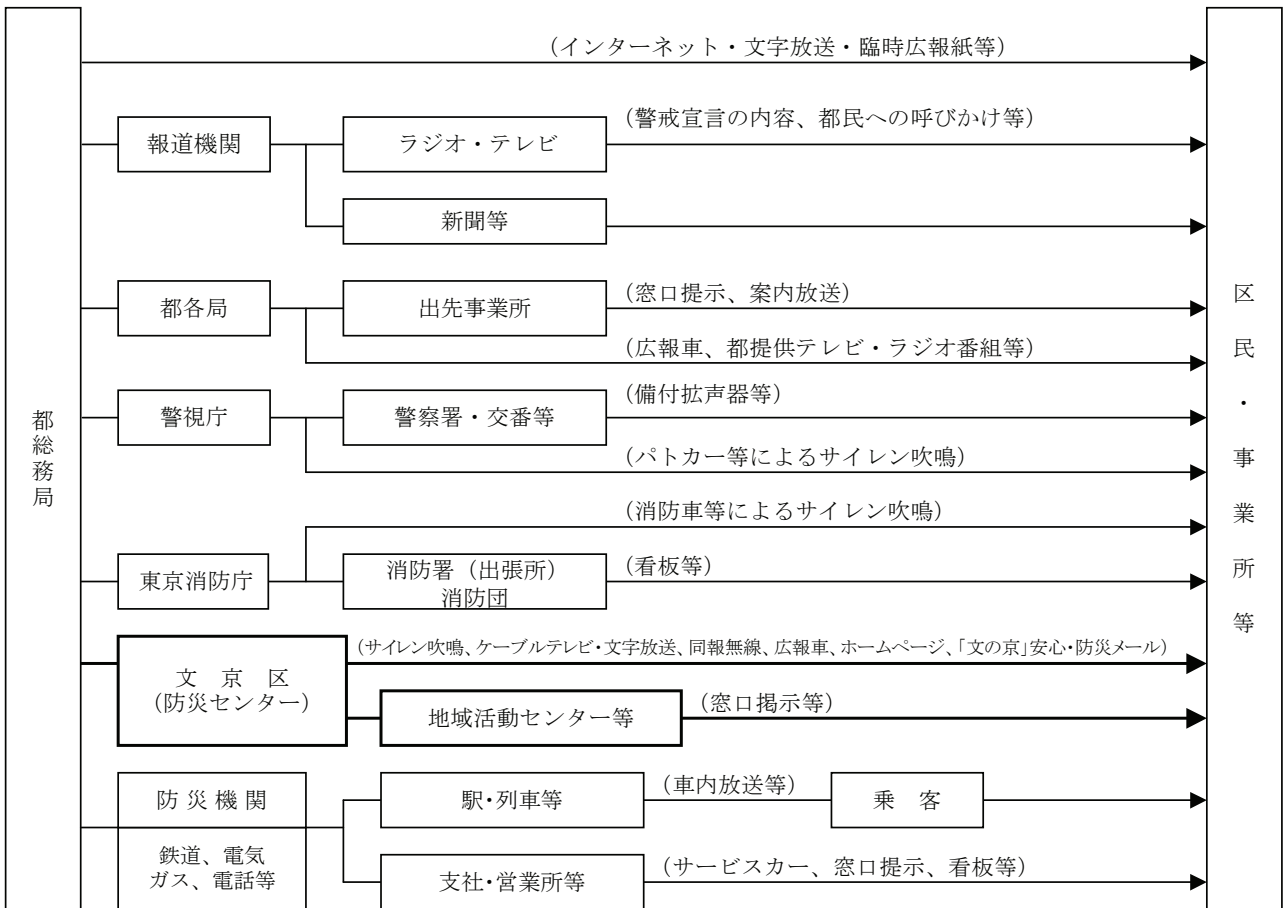
- (1) 防災関係機関の情報伝達系統は東海地震に関連する情報連絡系統を準用する。

〈資料編 第25 東海地震に関連する情報連絡系統図 P75〉

- (2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び手段は次のとおりである。

2 伝達態勢（区）

- (1) 区は、都から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部課、区立施設及び防災関係機関に対し、庁内放送、優先電話、地域系防災行政無線等にて伝達する。
- (2) 区民に対しては、防災行政無線によるほか、警察署・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）、広報車等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

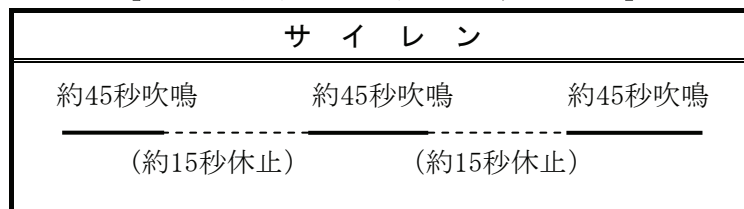


3 伝達事項（区及び警察署・消防署）

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 文京区の予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での混雑、電話の異常ふくそう等の混乱が予想される。これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による広報が行われるが、区及び防災関係機関においても所掌に応じた広報を実施する。

1 区

- (1) 広報項目

- 1) 警戒宣言の内容
 - 2) 区民がとるべき措置
 - 3) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- (2) 広報の方法

広報は防災行政無線、ホームページ、「文の京」安心・防災メール、ケーブルテレビ、広報車を活用するほか、区庁舎、区施設の玄関等に立看板等を掲げて行う。

〈資料編 第50 広報文例 P127〉

2 警察署

- (1) 帰宅ラッシュに伴う、駅等の混乱防止のための広報
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報
 - 1) 自動車利用の自粛
 - 2) 交通規制の実施要領
 - 3) 道路の渋滞状況
- (3) 警察署においては、広報車等を利用して警戒宣言とその内容の周知徹底を図る。

3 消防署

現場対応広報活動を実施する。
広報内容は、第2章第2節第1の2に準ずる。

4 都営地下鉄

駅長（指揮者）又は列車乗務員は地震が発生した場合に地下という不安感から生じる混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客及び乗客の動揺防止に努め、二次災害の発生を防ぐ体制を整えとともに列車の運行状況を周知する。

5 NTT東日本

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて以下の情報提供を必要に応じて行う。
 - 1) 通信のそ通状況並びに利用宣言等の措置状況
 - 2) 電話工事並びに故障修理等の実施状況
 - 3) 営業業務等の業務実施状況
 - 4) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
 - 5) その他必要とする事項
- (2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、的確・迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

6 水道局

警戒宣言発令中の広報については、水道施設の稼働状況や住民への協力要請など給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。

第3節 消防・危険物対策

第1 消防対策

1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集

- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 情報連絡体制の確立

- (1) 地震予知情報等の伝達方法
 - 1) 消防機関への伝達経路
第3章第2節第2. 3. (1) に準じて伝達する。
 - 2) 区民への伝達経路
第4章 第2節に準じて伝達する。
伝達内容は第5章第1節による。
- (2) 対応状況等情報の収集、伝達
警戒派遣所派遣隊、高所見張り員、移動防災指導班等から各種情報を収集する一方、区、警察への派遣職員を通じ、情報の交換を行う。

(3) 区民（事業所を含む）に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ、インターネット、防災メール並びに警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、バケツ、消火水の確保
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確認 2 ブロック塀、門塀、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止及び退社	1 劇場及び超高層ビル等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の中止又は自粛 2 飲食店及び炉を使用する工場等多量の火気を使用する事業所に対する営業（操業）の中止又は自粛 3 大型店舗、スーパーマーケット等に対する生活必需物資の継続販売及び病院、銀行等都民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業等の維持 4 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
	その他、消防計画等に定める事項の徹底	

第2 危険物対策

警戒宣言発令時の要請事項

1 石油類等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 操業の制限又は停止 2 流出拡散防止等資器材の点検、配置 3 緊急しゃ断装置等の点検、確認 4 火気使用の制限 5 消防用設備等の点検、確認

機 関	内 容
警察署 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱及び運搬の抑制 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
下水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁等の指令及び保管庫周辺への付近住民等の立ち入りを厳禁する。 2 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを締める（除く、自家発電機設備）。 3 タンクローリーが貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。

2 危険物輸送

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害予防の観点から、次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出荷、受け入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

3 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等取り扱いの中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検確認

第3 劇場、高層ビル等対策

劇場、超高層ビル等不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の対応措置について検討・実施するよう指導する。

1 劇場、映画館等

機関	対応措置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

2 高層ビル

機関	対応措置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達、及び時間差を設けての誘導 7 エレベータ（地震時管制運転装置を除く）の運転中止及び避難時の階段利用

第4節 警備・交通対策

第1 警備対策

- 1 警備部隊の編成
- 2 警備部隊の配備
混乱の恐れのある駅、交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。
- 3 治安維持活動
日常業務の処理のほか、次の点に重点をおき、区民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。
 - (1) 区内の実態把握に努める。
 - (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、区民の不安要素を解消する。
 - (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

1 交通対策の基本

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生し

た場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

- (1) 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- (2) 神奈川県及び山梨県方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- (3) 神奈川県及び山梨県方向から流入する車両の走行は、できる限り制限する。
- (4) 強化地域の車両の通行は、できる限り制限する。

2 運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両
 - 1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
 - 2) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動すること。
 - 3) 目的地に到達後は、車両を使用しないこと。
 - 4) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。
 - 5) 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
 - 6) 現場の警察官の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両
 - 1) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
 - 2) 路上に駐車中の車両は、速やかに道路外に移動すること。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。この場合において、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、貴重品を車内に残さないこと。
 - 3) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 警戒宣言時の交通規制
 - 1) 警戒宣言が発せられたときは、次のような規制を行う
 - ① 都県境
 - a 神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両の通行については原則として制限を行い、都内に流入する車両の通行については混乱が生じない限り制限は行わない。
 - b 埼玉県又は千葉県との都県境においては、都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、流出する車両の通行については制限を行わない。
 - ② 環状7号線内側区域の道路
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。
 - ③ 緊急交通路の指定
国道4号、国道17号、国道20号、国道1号、国道15号、中原街道、目黒通り、国道254号、国道122号、国道6号、国道14号、蔵前橋通り及び国道16号の13路線を、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限する。
 - ④ 首都高速道路等
状況により車両の流入を制限する。
 - ⑤ 強化地域
強化地域においては、津波により被害が発生するおそれのある道路は、車両の通行を制限する。

- 2) 交通規制の見直し
状況に応じて、交通規制の見直しを行う。
- (4) 交通規制の方法等
警察署長は、速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置するとともに、必要により交通検問所を設置して次の任務を行うものとする。

- 1) 交通整備及び誘導
- 2) 交通規制の実施
- 3) 交通情報の収集
- 4) 運転者に対する交通情報の提供
- 5) 運転者のとるべき措置の指導
- 6) その他交通対策上必要と認められる措置
- (5) 緊急通行車両等の確認事務
警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

第3 道路管理者のとるべき措置

1 区土木部

- (1) 危険箇所の点検
緊急道路障害物除去路線を重点に、その他の崩壊の恐れのある擁壁、階段道路及び橋梁について緊急点検を実施し、保安態勢を確認して応急資器材の点検整備を行う。
- (2) 工事中の道路についての安全対策
道路管理者施行の道路工事については、急施の小規模の維持補修工事を除いて中止する。工事箇所については、可能な限り仮復旧及び埋戻しの応急措置をし、原則的には一般の交通に開放する。
道路占用工事（上下水道、電気、電話、ガス等）の箇所については、緊急の安全対策工事（ガス漏れ、漏水等）を除いて中止させ、仮復旧して一般の交通に開放し、通行の確保を図る。

2 都建設局第六建設事務所

- (1) 避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に危険箇所等の点検を実施する。
- (2) 工事中の道路についての安全対策を実施する。

3 首都高速道路株式会社

- 警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。
- (1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。
 - (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。
 - (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。
 - (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第5節 公共輸送対策

第1 都営地下鉄

1 警戒宣言が発令された当日

警戒宣言が発令されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延については、運転整理により対応するため一部列車の間引きを余儀なくされるので、輸送力は平常より減少する。

2 翌日以降

各線（浅草、三田、新宿、大江戸）別に、地震ダイヤにより減速運転を行う。

なお、地震ダイヤでは、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常時より減少する。

3 列車の運転中止

混乱防止に努めても、なお、旅客の協力が得られない駅等で混乱が発生した場合は、人命の安全確保の見地からやむを得ず運転を中止することがある。

第2 警察署

あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

第3 消防署

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱による被害が発生することが予想されるとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、平常時から各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。

第6節 学校（園）・福祉施設等

第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた学校（園）では、直ちに職員会議を開いて、全教職員にこの旨伝達するとともに、各学校（園）の防災計画に基づく行動を起こす。

1 在校時

(1) 警戒宣言が発せられたら直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校の措置をとる。

(2) 幼児・児童・生徒は、保護者又はあらかじめ届け出た代理人（以下「保護者」という）に引き渡して帰宅させる。

(3) 幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。

引き渡すまでは、学校（園）で保護する。

2 校外指導時

(1) 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・冬季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保

護者への周知を図る。

- (2) 遠足、社会科見学等の場合は、その地の地元官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在学（園）と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが、危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。
- (3) 電話のふくそうにより、学校や教育委員会と連絡がとれないことも予測されるが、極力連絡するように努力する。

3 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、また区から供給が受けられるように手配しておく。
- (3) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のために必要な人員については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のためにとった措置等について、できるだけ早く教育委員会へ報告するようにする。

4 警戒宣言解除の連絡等

- (1) 警戒宣言解除の情報は、区の災害対策本部の防災行政無線によって一斉に通知するほか、ラジオ・テレビの報道によって行うものとする。
- (2) 解除後の授業再開の日時は、別に教育委員会から通知するところによる。

5 判定会招集時の幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が区の防災行政無線やラジオ・テレビ等により報道された後、判定会の結論がでるまでの間に授業を学級指導に切りかえる。そして、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項宣言解除後又は地震後の授業の再開等について説明し、幼児・児童・生徒の安全を図る指導にあたりとともに、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた計画に従って引き渡し・帰宅させるよう準備を整える。

6 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童・生徒の保護者が引き取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、判定会招集時は平常事業は中止し学級指導に切りかえ、児童・生徒に地震に対する対応について認識を与え帰宅の準備に入る。

その間、保護者に連絡をとり、引き取りに来校するよう通知する。

従って、そのような事態が起きても対応できるように、学校（園）は平素から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

判定会招集の報道を得た家庭は、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておく。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校した場合、校長の責任において臨機の措置をとる。

第2 学校開放

1 事業実施前の場合の対応

学校長及び指導員に事業の中止について直ちに連絡するほか、区民に対する周知を図るため、中止の表示を行うほか、団体利用申込者に対してはできる限りの周知を図る。

2 事業実施中の場合の対応

直ちに事業中止の事情について説明を行い、正確な情報を伝達して速やかに帰宅させる措置をとる。

- (1) 団体利用の場合においては、責任者に引率させて帰宅させるが、帰路途中においても同じ方向の者はできる限り複数で帰宅させる。
- (2) 個人利用の場合、直ちに帰宅させるが、同じ方向の者は一緒に帰宅させるようにする。この場合、保護者及び同伴者のいない幼児・低学年児童がいる場合は、自宅の方向別に班編成をして、高学年の児童・生徒等に引率させるようにする。
- (3) (2)の方法によっても直ちに帰宅することが出来ない幼児等がいる場合は、保護者を確認し連絡して引き渡す。直ちに引き渡しの出来ない場合は、引き渡し完了するまでの間、安全に保護する措置をとる。
- (4) 身体障害者が利用している場合の対応については、幼児・児童の場合と同様とする。

第3 保育園

1 伝達方法

判定会が招集された旨を継送電話連絡網で通報し、全園職員は全員待機、夜間休日等勤務時間外の連絡方法も同様とする。

2 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された時は、男女協働子育て支援部長より各園に通知し、園長は緊急連絡網にて保護者に連絡（混乱する場合もあるので文言を整理しておく）する。

なお、電話連絡が不能になる場合を考慮し、毎回の園だよりの中で、警戒宣言が発令された際には、連絡の有無にかかわらず、園児とともに速やかに帰宅するようPRする。

3 食糧備蓄

非常用保存食のほかに、普段提供するおやつをローリングストック法^{*}に準じた方法により、購入・保存しておく。

(^{*}ローリングストック法とは普段の2倍の量を購入し、消費したら買い足して補充し、一定量をストックする方法である。)

4 再開方法

警戒宣言解除の時間にもよるが翌日より再開

第4 児童館・育成室

1 伝達方法

児童青少年課は、判定会が招集された旨、FAX電話を利用した継走電話連絡網により各児童館、育成室に通報する。(一般電話は、保護者などの緊急応対用に空けておく。)

各児童館、育成室では直ちに全職員へ伝達し、全員待機する。夜間、休日等の勤務時間外は、緊急電話連絡網により連絡を行い、指示があるまで待機する。

来館（室）児童に対しては、地震に対する注意、安全指導を行う。

職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに区の防災行政無線、サイレン等に十分注意する。

2 緊急体制への移行

判定会が招集された時点で、行事等全ての事業を中止し、来館（室）児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。職員は、館（室）内の安全点検、避難路の確保を行うと同時に、児童に帰宅の準備をさせ全員を安全な場所に誘導する。

児童の引き取り確認名簿を備え、非常時持ち出し袋の用意と水の汲み置きを行う。また、指示により、施設の入口に区からの広報内容を掲示する。

警戒宣言が発令された時点で、児童が来館（室）していない場合は、施設を閉鎖して、その旨を児童青少年課長に報告し、職員は指示があるまで待機する。

館（室）外保育中に警戒宣言発令等の情報を知った場合、引率職員は地元官公署等からの確な情報収集を行うとともに、速やかに児童館（育成室）又は児童青少年課と連絡を取り、児童の安全確保を図りながら帰館（室）する。

3 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された場合は、部長より各館（室）へ通知するが、テレビ、ラジオ報道等により、先に情報を知った時点で対応を開始する。

発令時に在館（室）するすべての児童を保護者に引き渡せるよう手立てを講じる。

育成室では、児童台帳、出席簿及びあらかじめ保護者より提出されている警戒宣言発令時における送迎時間等の調査表を用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。児童館でも、登録簿、登録カードを用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。混乱が予想されるので、保護者への引き渡しに関する文言をあらかじめ整理しておく。

保護者が引き取りに来たときは、児童の引き取り確認名簿へ記入させ、確実に引渡しを行う。

なお、電話連絡が不能になる場合も考慮して、育成室では、防災のしおりの配布や警戒宣言発令時における送迎時間等調査表の提出のほか、育成室だよりなどで、警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず、速やかに児童を引き取るよう保護者への周知を徹底する。児童館でも、定期的に児童館だよりのなかで同様の周知に努める。

各館（室）職員は、全児童の引き渡しが完了したら館（室）を閉鎖し、入口にその旨を掲示するとともに、児童青少年課長へ報告する。

4 再開方法

警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、異常が無ければ、解除の時間にもよるが翌日より再開する。

第5 文京福祉センター

1 利用者について

警戒宣言が発せられた後、利用者に対して直ちに帰宅させる。職員は、利用者の家族に連絡をとり、引き取りに来館するよう通知する。職員の引率が必要と判断される者については、職員が同行して帰宅させる。

また、交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、センターにて適宜措置する。

2 施設について

施設においては、会館利用者が退館した後、直ちに館内外を点検し、火気の使用を停止し、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止・消火器及び備品の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

第6 福祉作業所・本郷福祉センター

- 1 警戒宣言発令同時に作業や活動を中止させる。
- 2 原則として速やかに帰宅させるものとし、遠隔利用者については、利用交通機関の運行状況等を把握し、適切な指示を与え、帰宅させるものとする。
- 3 交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、作業所にて適宜措置する。
- 4 全員帰宅後、直ちに閉所措置をとる。
- 5 警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、利用を再開する。

第7 勤労福祉会館

1 防災体制の確立

自衛消防隊の編成をとるとともに、あらかじめ定められている役割分担に基づく隊員の配備及び適宜対応措置をとる。

2 情報の収集、伝達等

- (1) ラジオ等による正確な情報の把握
- (2) 利用者及び従事者等に対する迅速正確な情報の伝達
- (3) 施設内における混乱の防止
- (4) 利用者及び従事者等に対する安全の確保

3 施設利用の停止及び退館等

- (1) 利用者は直ちに退館させる。
- (2) 施設利用を停止し、警戒宣言が解除するまでは、臨時休館の措置をとる。

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物・薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危険防止

- (1) 設備器具等の転倒・落下防止措置

第8 アカデミー施設

1 施設等の対応

会館利用者及び講習・講座等の参加者に対し、館内放送等により中止に至る状況を説明し、正確な情報を伝達して安全に帰宅させる。

- (1) 団体利用の場合は責任者と十分な協議の上、同じ方向の場合は可能な限り複数で帰宅

するよう指導する。

- (2) 個人利用者については、直ちに帰宅させるが、児童・生徒がいる場合は極力成人と一緒に帰宅するよう指導し、成人に協力要請を行う。
- (3) 会館利用者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備えて転倒、落下の恐れのある備品等について防止策を講ずるとともに、保安上必要な電気以外は電源を切り、火気の扱いについては特に注意する。
- (4) 臨時休館の場合は出入口に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の会館利用申込者（団体代表者）並びに講習、講座等参加申込者に対し可能な限り連絡する。
- (5) 閉館時（夜間・休館日）の場合は、館長はあらかじめ指定した職員に連絡し、災害発生時に備えて随時出勤できるよう態勢をとる。このため、平常時においても全職員に対して対応策を周知する。

2 措置の報告

前記1による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

第9 ふるさと歴史館

- 1 一般観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

(1) 観覧者への対応

ふるさと歴史館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者についてはできる限り集団で、安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者がいるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

(2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が発せられた場合は状況に応じて収蔵庫に収納する。

(3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電気以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については除去する等の措置をするほか、ケース等のガラスの飛散防止の措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

(4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

- 3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

第10 森鷗外記念館

- 1 観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

(1) 観覧者への対応

森鷗外記念館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者については、できる限り集団で安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者があるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

(2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が

発せられた場合は、状況に応じて収蔵庫に収納する。

(3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電機以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については、除去する等の措置をするほか、ケース等のガラス飛散防止措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

(4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

- 2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

- 3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

第11 体育施設

1 警戒宣言が発せられたときは、全ての事業を中止し閉館する。

- (1) 付き添いのある幼児・児童及び心身障害者については即時帰宅させる。付き添いのない者についてはできる限り保護者に連絡し、保護者に引き渡す。付き添いのない者で単身帰宅を申し出た者は、利用者の中の近隣者に同行させて帰宅の措置をとる。

- (2) 発災に備え施設内の備品等の転倒、落下防止、薬品類による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

- (3) 屋外運動場については区民の避難場所になるので、備品類を定められた場所に格納しておく。

2 閉館時（夜間・休館日等）の場合の対応

施設長は職員に対し状況を伝達し、災害発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにスポーツ振興課長に報告する。

第12 図書館

1 各図書館への周知及び対応

- (1) 真砂中央図書館は、判定会が招集された旨、電話やメールを利用して各図書館に連絡し、利用者に周知するよう指示する。各図書館の職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに、利用者に逐次周知する。
- (2) 警戒宣言が発せられたときは、真砂中央図書館は、その旨を上記方法で各図書館に伝え、閉館の措置をとり、利用者に周知するよう指示する。

2 利用者への対応

- (1) 利用者に対し、館内放送等により逐次正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図る。
- (2) 館周辺の交通事情を調査すると同時に、鉄道、バス等の交通機関の状況についても把握し周知する。
- (3) 警戒宣言が発せられたときは、中学生以上の利用者は退館させる。この際全員が一時に退館することのないよう指導する。また、混乱が発生しないよう利用者に対する「呼びかけ」を十分行う。利用者の協力が必要な場合は協力を求める。
- (4) 小学生以下の利用者については、できる限り保護者に連絡をとり、保護者に引き渡す等の方法をとる。
- (5) 心身障害者が保護者同伴のときは他の者に優先して退館させるものとし、保護者同伴でない者については、保護者に連絡をとり引き渡す。
- (6) 前記(4)、(5)のとき、保護者に引き渡すことのできない場合は、保護者に連絡がとれ、引き渡し完了するまで、館にとどめておくこととし、必要に応じて給食等の措置をとる。

3 館内施設の準備

- (1) 備品の転倒防止等必要な措置をとる。
- (2) 重油等危険物の安全管理に十分注意し、発災の際、重油類等の流出による火災が発生することがないようにする。
- (3) 給食を行うこともあるので、態勢を整える。
- (4) 水・薬品の管理を行うこと。
- (5) 電動ドアは手動式に切りかえておくこと。
- (6) 窓ガラス等施設破損による被害がでないよう十分施設の点検を行い、簡単な補修工事を行うこと。

第13 教育センター

センター利用者、事業参加者に対し状況を説明し、直ちに事業を中止するとともに休館措置をとる。また、できるだけ正確な情報を提供して、安全な帰宅あるいは一時待機を

指導する。

1 利用者への対応

利用者、事業参加者に対しては、帰宅の準備をさせ、全員を安全な場所に誘導する。また、生徒は自宅までのルートを確認の上うえ、できるだけ同じ方向の者を一緒に帰宅させる。児童もしくは幼児は、保護者に連絡して引き渡す。団体利用の場合は、責任者と十分協議した上で、上記に準じた取扱いをする。以上の措置を完了するまでは、施設内で安全に保護する。

2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の確認、在籍職員の確認等を行う。

3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の利用者等に対し可能な限り連絡をする。

第14 子育てひろば及び親子ひろば

1 利用者への対応

子育てひろば及び親子ひろば利用者に対し、直ちに休館措置をとることについての状況等正確な情報を伝達して安全に帰宅するよう指導する。

2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、子育てひろば及び親子ひろば利用者等に対し可能な限り連絡をする。

第7節 電話・電報対策

第1 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、一般の利用者に対し、次の事項についてテレビ・ラジオ及び地域の広報活動を通じて広報する。

1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段

(自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む)

2 電報の受付及び配達状況

(遅延承知のものに限り取り扱うこと等利用制限の周知も含む)

3 支店等営業窓口における業務実施状況

4 利用者に対し協力を要請する事項

業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び災害用特設公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等

5 街頭公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知

第8節 電気・ガス・上下水道対策

第1 電気

1 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。

2 人員、資器材の点検確保

(1) 要員の確保

非常災害対策組織の構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは速やかに事業所へ参集する。

(2) 資器材の確保

警戒宣言が発せられたときは、必要な資材・工具・車両・無線等を確保整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する各号の予防措置を講ずる。

(1) 特別巡視及び特別点検

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視・特別点検及び配電設備等を実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、またNTT東日本・鉄道・警察・消防及び防災関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を講ずる。

第2 ガス

1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造・供給は継続する。

2 人員の確保と資器材点検

(1) 勤務時間内においては、地震防災応急対策に必要な要員を確保し、休日及び時間外においてもあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資器材の点検確保

通常保管されている支社倉庫・管材倉庫・その他から復旧工事に必要な資器材の数量の点検、整備を行う。

3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容

(1) 広報の内容

- 1) 警戒宣言・地震予知情報の伝達
- 2) 引き続きガスを供給していること
- 3) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法
- 4) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法

- 5) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等
- (2) 広報の方法
 - 1) 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
 - 2) テレビ・ラジオ及び防災関係機関に対し広報を行うよう協力を求める。

4 施設等の保安措置

- (1) 緊急しゃ断装置・放散設備・用水設備・保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確保を行う。
- (2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

第3 上水道

警戒宣言発令中の広報は、区民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発生に備えるよう、次の内容の広報を行う。

- 1 当座の飲料水の汲み置き要請
- 2 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 3 地震発生後の広報等の実施方法
- 4 地震発生後における区民への注意事項

第4 下水道

1 危険物に対する保安措置

危険物のある水再生センター、ポンプ所においては、三交替勤務態勢により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2次非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

2 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限度にとどめ、汚水・雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すため、下記施設について巡視点検の強化及び整備を行う。
 - ①管渠施設
 - ②ポンプ施設
- (2) 工事現場
 - 工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第9節 生活物資対策

区は、食料及び生活必需品の安定供給を確保するため次の措置を行う。

第1 営業の要請等

食料及び生活必需品を取り扱う百貨店・スーパーマーケット・小売店等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしみ・価格操作等を行わないよう要請する。

第2 連絡態勢

商店街連合会、産業連合会に対し、警戒宣言が発せられた場合の連絡網として組織の中に非常災害時継送表を作成するよう要請する。

第10節 金融対策

区は、警戒宣言発令時においては、金融機関及び郵便局は出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼し、区民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送等により呼びかけを行い、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全を十分配慮し、店頭为顾客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にそなえて店頭はその旨を掲示する。

第1 文京区指定金融機関区役所内派出所における対応措置

文京区指定金融機関区役所内派出所の業務の円滑な遂行を確保し、次の各号に掲げる措置をとらせる。

- 1 原則として平常通りの業務を行う。
- 2 緊急の場合に備え、災害見舞金・救援物資の調達等の支出を遅滞なく遂行できるよう必要な資金と体制を確保する。
- 3 派出所窓口の区民に対して、警戒宣言が発せられたことを直ちに周知するとともに、その旨を店頭に掲示する。

第2 区税等の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、区税の申告や納税、国民健康保険、国民年金の各届出書の提出や保険料の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令中において、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、区税、保険料の減免及び納付期限の延長等に適切な措置を講ずる。
- 3 臨戸調査等により税務課職員が区内地域に外出中、警戒宣言が発令された場合は直ちに帰庁する。

第3 福祉資金貸付金の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、貸付金返済等の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令後引き続き、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、貸付金の償還免除及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第11節 避難対策

特に危険が予測される指定地域については、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

- 1 危険が予測される地域
- 2 がけ地等で危険が予測される地域については、土砂災害警戒情報が発令されたとき、避難勧告を発令する。
- 3 避難勧告は区長が行う。
- 4 避難所（原則として区立小中学校等）開設に伴う対応措置
警察署は原則として危険地域から避難所までの避難に当たり、避難所においては区職員等に引き継ぐものとする。

第12節 救援・救護対策

第1 給水態勢

1 応急態勢の確立

発災後に備え、中央支所においては本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材等の点検整備を行う。

第2 物資等の配付態勢

1 配付態勢

区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送配付態勢をとる。

2 運搬計画

備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、東京都トラック協会文京支部に待機の態勢を要請する。

第3 医療救護態勢

1 医療班の編成準備

- (1) 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会に医療救護班の編成準備要請
- (2) 救護班携行器材の点検準備

2 助産救護体制の確保

- (1) 医師、看護師等の確保
- (2) 医療資器材の点検、補充
- (3) 助産収容態勢の整備
- (4) 小石川・文京区医師会に対する受け入れ態勢確保の要請

第5章 区民のとりべき措置

文京区は「東海地震」が発生した場合、震度5強になると予想されている。

震度5強の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱及び被害は大幅に減少させることができる。

本章においては、区民、区民防災組織及び事業所が、平常時、判定会招集時及び警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 区民のとりべき措置

第1 平常時

- 1 日頃から出火の防止に努める。
 - (1) 東海地震に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
 - (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
 - (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
 - (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
 - (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
 - (6) 家庭で対応処置を話し合っておく。
 - 1) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - 2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
 - (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、区民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
 - (8) 災害時要援護者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
- 2 家庭で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 区の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (2) 区、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - (2) 火気器具周辺の整理整頓を確認する。
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難する時は、ガスメーターコック及び元栓を閉じる）
 - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止をはかる。
 - (1) 窓ガラスに荷物用テープを貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるように取りまとめておく。（非常持ち出し品の準備）
- 9 火に強くなるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベータの使用はさける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

第2節 区民防災組織のとりべき措置

第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民に周知しておく。
- 2 情報収集・伝達態勢を確立する。
(1) 区及び防災関係機関から知らされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する態勢を確立する。
(2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備、保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 区民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 区からの情報を区内住民に伝達する。
- 2 区民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 区民に区民のとりべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 4 可搬式動力ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとりべき措置

第1 平常時

- 1 事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表時以降の行動に備えておくものとする。
なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。
- 2 従業員に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達態勢の確立
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 6 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等警戒態勢を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。

百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

- 3 指示、案内に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。

この場合、災害時要援護者の安全確保に留意する。

- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ、必要な安全措置を講じる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- 6 建築物の防火又は避難上重要な設備及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、都・区・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 11 建築工事、隧道工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して安全を確認の上で時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

文京区地域防災計画 本編（平成24年度修正）

平成25年3月発行

編集発行 文京区防災会議

事務局 文京区危機管理室防災課

〒112-0003 文京区春日一丁目16番21号

TEL (5803) 1179 (ダイヤルイン)

有償配布価格 890円

印刷番号 G0112022

再生紙を使用しています